17　認知症入所精神療法（1週間につき）　330単位

注　指定短期入所療養介護事業所、介護医療院又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者又は入所者に対して、認知症入院精神療法を行った場合に、所定単位数を算定する。

（厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等の一部改正）

第七条　厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等（平成十二年厚生省告示第三十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る施設基準等	厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等
一　特定診療費及び特別診療費における感染対策指導管理の基準	一　感染対策指導管理の基準
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
二　特定診療費及び特別診療費における褥瘡対策指導管理の基準	二　褥瘡対策指導管理の基準
褥瘡対策につき十分な体制が整備されていること。	褥瘡対策につき十分な体制が整備されていること。
三　特定診療費における初期入院診療管理の基準	三　初期入院診療管理の基準
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
三の二　特別診療費における初期入所診療管理の基準	（新設）
第三号の規定を準用する。この場合において、同号中「入院」とあるのは「入所」と、「患者」とあるのは「入所者」と読み替えるものとする。	
四　特定診療費及び特別診療費における重度療養管理に係る状態	四　重度療養管理に係る状態
次のいずれかに該当する状態	次のいずれかに該当する状態
イ～ヘ　（略）	イ～ヘ　（略）
五　特定診療費における重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準	五　重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準
イ～ニ　（略）	イ～ニ　（略）
五の二　特別診療費における重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準	（新設）
イ　第二号に掲げる褥瘡対策指導管理の基準を満たしていること。	
ロ　重症皮膚潰瘍を有する入所者について皮膚科又は形成外科を担当する医師が重症皮膚潰瘍管理を行っていること。	
ハ　重症皮膚潰瘍管理を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。	
六　特定診療費及び特別診療費における薬剤管理指導の施設基準	六　薬剤管理指導の施設基準
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　利用者、入院患者又は入所者に対し、利用者、入院患者又は入所者ごとに適切な薬学的管理（副作用に関する状況の把握を含む。）を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること。	ハ　利用者又は入院患者に対し、患者ごとに適切な薬学的管理（副作用に関する状況の把握を含む。）を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること。
七　特定診療費及び特別診療費における理学療法又は作業療法の施設基準	七　理学療法又は作業療法の施設基準
イ　理学療法(I)を算定すべき理学療法の施設基準	イ　理学療法(I)を算定すべき理学療法の施設基準
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　利用者、入院患者又は入所者の数が理学療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。	(2)　利用者又は入院患者の数が理学療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。
(3)・(4)　（略）	(3)・(4)　（略）